

第104回 定時株主総会招集ご通知

開催情報

開催日時：2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所：ホテルハワイアンズ

コンベンションホール「ラピータ」

（最終頁に地図を掲載いたしております）

※お土産の用意はございません。

その他のイベントも実施いたしません。

何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

※会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願いいたします。

詳しくは3頁をご参照願います。

目次

■ 招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件	

(添付書類)	
■ 事業報告	16
1. 企業集団の現況	16
2. 会社の現況	26
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	39
■ 監査等委員会の監査報告書	44

書面・インターネットによる議決権行使について

当日ご出席いただかない場合は、お手数ながら本招集ご通知の株主総会参考書類をご検討の上、5頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください、書面またはインターネットにて**2022年6月28日午後6時00分**までにご行使下さいますようお願い申し上げます。（当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きは不要です）



常磐興産株式会社

証券コード：9675

証券コード 9675
2022年6月2日

株 主 各 位

福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
常 磐 興 産 株 式 会 社
代表取締役社長 西 澤 順 一

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を講じた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただき、極力書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2022年6月28日（火曜日）午後6時00分までに**議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月28日（火曜日）午後6時00分までに**到着するようご返送下さい。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、**2022年6月28日（火曜日）午後6時00分までに**、議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
ホテルハワイアンズ コンベンションホール 「ラピータ」
末尾に記載の会場ご案内図をご参照下さいますようお願い
申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第104期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第104期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が
生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス
<http://www.joban-kosan.com/>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、次ページを
ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、お土産の用意はございません。

その他のイベントも実施いたしません。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、下記対応を取らせていただきますので、事情ご賢察の上、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- (1) 株主総会へのご出席をご検討いただいている株主様におかれましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況に十分ご留意いただき、健康状態に関わりなく、ご来場を見合わせることをご検討下さいますようお願い申し上げます。

議決権は、招集ご通知に同封しております議決権行使書用紙による書面行使、またはインターネットでの議決権行使をぜひご活用下さい。

- (2) ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、ご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。

2. 会場でのお願い

- (1) 入場時に、体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。なお、咳などの症状で体調不良と見受けられる場合は、運営スタッフがお声掛けの上、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
- (2) ご出席される株主様におかれましては、マスク着用をお願い致します。マスクを着用いただけない場合はご入場をお断りさせていただきます。また、会場でのアルコール消毒液の使用をお願いいたします。

3. 当社の対応について

- (1) 株主総会の運営につきましては、感染拡大防止を目的として、報告事項や決議事項のご説明を含め、開催時間を大幅に短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- (2) 役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認した上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- (3) 入場受付時は、前の方と一定の間隔を確保してお並びいただけますよう、受付スタッフがお案内をさせていただきます。また株主様のお座席につきましては、間隔を拡げることにより、ご用意できる席数が大幅に減少いたしております。そのため、**当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。**

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容に応じて、ご自身及び周囲への感染防止のために慎重なご判断をお願い申し上げます。

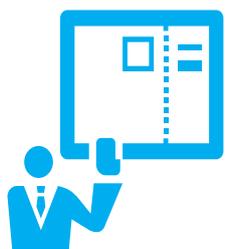
また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.joban-kosan.com/>）に掲載させていただきます。

当日ご出席の株主の皆様へのお願い

- (1) 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出下さい。
- (2) 当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。
- (3) 開会時刻間際には受付に時間がかかる可能性がございますので、余裕をもってご来場下さい。開場時刻は午前9時15分を予定しております。

インターネット開示に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、②会社の支配に関する基本方針、③連結株主資本等変動計算書、④連結注記表、⑤株主資本等変動計算書、⑥個別注記表につきましては法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.joban-kosan.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①～⑥の事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記③～⑥の事項となります。



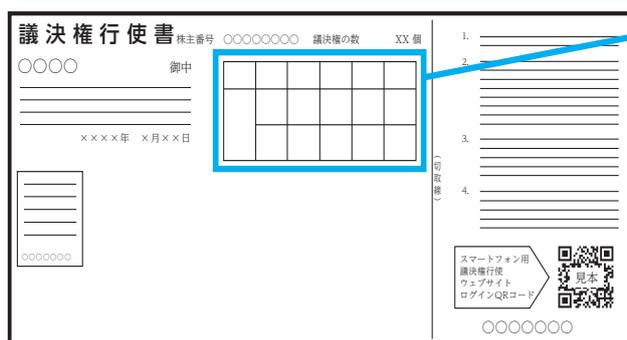
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。</p> <p>日 時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。</p> <p>行使期限</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。</p> <p>行使期限</p>
<p>2022年6月29日(水曜日) 午前10時</p>	<p>2022年6月28日(火曜日) 午後6時00分到着分まで</p>	<p>2022年6月28日(火曜日) 午後6時00分入力完了分まで</p>

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

こちらに議案の賛否をご記入下さい。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを 読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

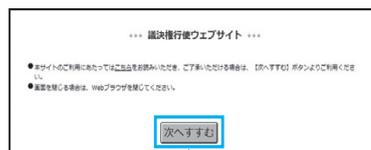
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

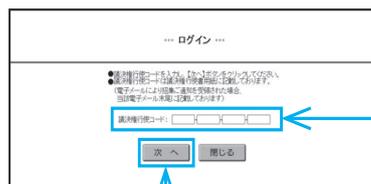
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

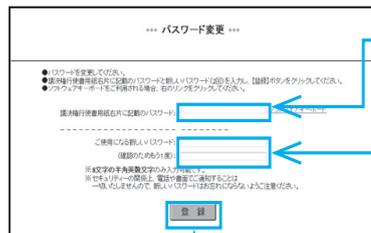
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、第104期事業年度末日において、181,888,282円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております、つきましては、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金2,067,798,605円のうち、181,888,282円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損を補填したいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
 その他資本剰余金 181,888,282円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
 繰越利益剰余金 181,888,282円

なお、当期の業績につきましては、誠に遺憾ながら損失計上のやむなきにいたりましたため、第104期の期末配当は、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、見送らせていただきます。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）

5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	にしざわ じゅんいち 西澤 順一	代表取締役社長	再任
2	しもやま だとしひろ 下山田敏博	取締役執行役員 管理部・人事部・事務統括部・ 業務サポート部・安全衛生部・ ファシリティ部担当	再任
3	すどう てるひさ 須藤 照久	取締役執行役員 営業統括第一部・営業統括第二部 副担当	再任
4	せきね ひとし 関根 一志	取締役執行役員 営業統括第一部・営業統括第二部担当	再任
5	ふじまき こういち 藤巻 康一	執行役員 経営企画部・システム部担当 兼経営企画部長兼財務企画室長	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	にし ざわ じゅん いち 西 澤 順 一 (1956年6月12日生) 再任	1980年4月 (株)富士銀行(現 (株)みずほ銀行) 入行 2008年4月 同 執行役員名古屋中央支店名古屋 中央法人部長 2010年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ 銀行) 常務執行役員リスク管理 グループ統括役員兼人事グループ統括 役員 2011年6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役 副社長人事グループ長 2013年4月 みずほ情報総研(株)(現 みずほリサーチ &テクノロジーズ(株)) 取締役社長 2019年5月 常磐興産(株)入社 顧問 2019年6月 取締役副社長 2020年6月 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 芙蓉オートリース(株)社外監査役 常磐共同火力(株)取締役 小名浜海陸運送(株)取締役	普通株式 2,100株
【取締役候補者とした理由】 金融機関の経営者・代表者として、豊富な経験と実績、高い見識を有しており、当社グループ全体の事業発展やガバナンスの強化をはじめ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	しもやま だ とし ひろ 下山田 敏 博 (1960年8月31日生) 再任	1983年4月 常磐興産(株)入社 2003年3月 管理本部人事グループマネージャー 2014年4月 レジャーリゾート事業本部事業部 業務改革室長兼管理本部人事部長 2016年7月 執行役員レジャーリゾート事業本部 副本部長兼総支配人 2017年6月 取締役執行役員レジャーリゾート 事業本部スパリゾートハワイアンズ 総支配人 2018年7月 取締役執行役員レジャーリゾート 事業本部長 2020年6月 取締役執行役員コーポレート部門 担当 2020年11月 取締役執行役員管理部・人事部・ 業務サポート部・安全衛生部・ ファシリティ部担当 2021年11月 取締役執行役員管理部・人事部・ 事務統括部・業務サポート部・ 安全衛生部・ファシリティ部担当 (現任)	普通株式 3,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>基幹事業である観光事業部門の責任者として、基本戦略等の策定に携わる外、人事部の責任者等、複数の事業部門や子会社の責任者を務めるなど、業界における豊富な経験・実績・広い見識を有しており、企業価値の向上が期待されることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	須藤 照久 <small>す どう てる ひさ</small> (1960年1月24日生) 再任	1982年4月 三菱商事(株)入社 本店鉄鉱石部 1991年5月 豪州三菱商事会社 パース支店 鉄鉱石 及び鉄鋼製品・非鉄原料担当 マネージャー 1994年5月 三菱商事(株)鉄鉱石部 1998年10月 同 鉱石事業部非鉄原料担当 マネージャー 2000年9月 同 金属総括部 経営計画担当 シニアマネージャー 2002年3月 リオティントジャパン(株)入社 エネルギー事業部長 2005年7月 同 鉄鋼関連・エネルギー事業部長 2009年4月 同 取締役副社長 2019年2月 常磐興産(株)入社 燃料商事本部 参与 2019年6月 取締役執行役員燃料商事本部長 2020年6月 取締役執行役員燃料商事本部長兼 事業戦略部門担当 2020年11月 取締役執行役員経営企画部・システム部 担当兼営業統括第一部・営業統括 第二部副担当 2021年12月 取締役執行役員営業統括第一部・営業統 括第二部副担当(現任)	普通株式 700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年に亙り資源関連の業務に携わり、エネルギー関連の知識に造詣が深く、さらに経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、新規事業の開拓を推進するなど複数の部門担当の実績を踏まえ、企業価値の向上が期待されることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	せき ね ひと し 関 根 一 志 (1963年4月5日生) 再任	1987年4月 (株)東日本計算センター入社 1990年3月 常磐興産(株)入社 2000年2月 観光事業本部営業部長 2013年7月 管理本部企画室長 2017年7月 執行役員企画実施部門総合企画部長 2020年7月 上席執行役員レジャーリゾート事業 本部長 2020年11月 上席執行役員営業統括第一部・営業 統括第二部担当 2021年6月 取締役執行役員営業統括第一部・ 営業統括第二部担当(現任)	普通株式 3,000株
【取締役候補者とした理由】 基幹事業である観光事業部門並びに管理部門の責任者として、営業並びに経営企画部門の基本戦略等の策定に携わり、業界における豊富な経験・実績・広い見識を有しており、企業価値の向上が期待されることから、取締役候補者としております。			
5	ふじ まき こう いち 藤 巻 康 一 (1965年12月11日生) 新任	1988年4月 (株)富士銀行(現 (株)みずほ銀行) 入行 2010年7月 (株)みずほコーポレート銀行事務統括部 次長 2013年7月 (株)みずほフィナンシャルグループ事務 企画部次長 2014年4月 (株)みずほ銀行事務サービス推進部外為 センター所長 2015年4月 同 外為事務部副部長兼東京外為セン ター所長 2020年1月 常磐興産(株)入社 経理部長 2020年7月 総合企画部長兼財務企画室長 2021年6月 執行役員経営企画部長兼財務企画室長 2021年12月 執行役員経営企画部・システム部担当 兼経営企画部長兼財務企画室長 (現任)	普通株式 200株
【取締役候補者とした理由】 長年に亙り金融機関において業務に携わり、当社では経理や経営企画、財務企画等の責任者として、また子会社の経営者として幅広い分野の業務に携わり、その豊富な経験と実績、高い見識を活かして、収益の拡大や構造改革に積極的に取り組むなど、企業価値の向上が期待されることから、取締役候補者としております。			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反の行為である事を認識して行った行為に起因して生じた損害の場合を除く)。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなか、各種制限が撤廃された10月以降一部に改善の兆しが見られましたものの、観光業や飲食業を中心に総じて厳しい状況が続くなど依然として先行き不透明な状況にて推移いたしました。

このような状況において、スパリゾートハワイアンズにつきましては、前期の第1四半期が緊急事態宣言を受けてほぼ全期間にわたり日帰り及び宿泊施設を休館としておりましたことから、前期比増収増益となりましたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、引続き厳しい状況が続きました。燃料商事事業につきましては販売数量の増加により好調に推移いたしました。製造関連事業及び運輸業につきましては原油価格の上昇及び原材料価格の高騰も相まって、厳しい状況にて推移いたしました。また、長期化するコロナ禍に伴う極めて厳しい事業環境に鑑み、希望退職者を募集する等一層の効率的な体制構築に努めました。

なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を適用しております。従いまして、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、経営成績に関する説明において増減額及び前期比(%)については記載しておりません。この収益認識会計基準等の適用により当連結会計年度の売上高は180億71百万円減少し、売上原価は180億78百万円減少し、売上総利益は6百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ6百万円減少しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、110億81百万円（前期は150億97百万円）、営業損失は23億39百万円（前期は営業損失28億99百万円）、経常損失は23億12百万円（前期は経常損失30億12百万円）、親会社株主に

帰属する当期純損失は27億11百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失28億84百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【観光事業】

スパリゾートハワイアンズにつきましては、新型コロナウイルス感染再拡大に伴い断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されたことにより、旅行や飲食等の自粛が継続する等引続き極めて厳しい営業環境となるなか、お客様と従業員、関係者の健康と安全を最優先として運営をまいりました。日帰り部門につきましては、ゴールデンウィーク期間中に、AR（拡張現実）技術による新体感型イベント「HADOパーク in ハワイアンズ」と人気お笑い芸人によるステージイベント「笑フェス in ハワイアンズ」、夏休み期間中に、テレビアニメの世界観を演出したエリアで水遊びを体験できる「トロピカル～ジュ！プリキュア プールランド in ハワイアンズ」と多彩な身体能力を持ったアスリートたちが肉体を駆使したパフォーマンスをミュージカル形式で披露するオリジナル「ハワイアンズ the アスリート energy～笑う筋肉～」を開催いたしました。また、11月には「笑フェス in ハワイアンズ」、オリジナルアニメ映画『フラ・フラダンス』（12月3日～全国公開）を記念した「特別パネル展」、「期間限定特別ショー公演」、冬休み期間中には、「VRシアター in ハワイアンズ」、「仮面ライダー大集合」と「プリキュアオールスターズがやってくる」、春休み期間中には、「鬼滅の刃」イベントなど、ロングラン及び短期間の多様なイベントを開催したほか、ウォータースライダー2種を3月25日にリニューアルオープンし、さらに、積極的な広告活動が行えない状況のなかSNSを中心に話題づくりや集客キャンペーン等を継続的に実施いたしました。

宿泊部門につきましては、新しい生活様式に合わせたきめ細やかな受入れ及び安心安全な食のサービス提供を実施するとともに、新たな旅行プランとして「世界最大級の露天風呂『与市』の貸切」や「フラガールやシバオラの貸切ショー」等に加えて、10月より着地型周遊観光バスの再開や少人数に対応した個人型地元観光商品等、地域との連携を強化した多種多様な旅行プランを提供し続けてまいりました。

また、7月26日にグランピング施設「マウナヴィレッジ」を開業し、新たなお客様にご利用いただきご好評を得て堅調に推移しました。

長期に亙って発出された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が10月より全国一斉解除されたものの、1月下旬から3月下旬にかけてまん延防止等重点措置の再適用や、政府による経済対策GoToトラベルの再開延期になったこともあり、旅行市場が依然として停滞状態にて推移したことにより、利用人員につきましては、日帰り部門は465千人（前期比119千人、34.4%増）となり、宿泊部門は171千人（前期比51千人、42.7%増）となりました。

なお、前期は4月8日から6月30日まで日帰り施設及び宿泊施設の全施設を完全休業しておりました。また、前期は7月22日から12月28日まで、全国一律を対象としたGoToトラベルが実施されておりました（東京都は10月1日から対象）。

スパリゾートハワイアンズ・ゴルフコースにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により地元圏におけるコンペやゴルフパックの利用が減少するなか、自社WEB予約受付を新たに開始し、宿泊ゴルフパックの販売を再開したものの、利用人員は37千人（前期比6千人、20.0%増）に留まりました。

この結果、当部門の売上高は50億69百万円（前期は37億2百万円）となりました。

なお、2020年11月1日に実施した組織改革及びこれに伴う業務改革によるコストの最適化が進み、営業損失は14億90百万円（前期は営業損失23億73百万円）となりました。

【燃料商事事業】

石炭部門及び石油部門につきましては、販売先への種々の提案が奏功したことにより販売数量が大幅に増加する一方、資材部門につきましては販売数量減少により減益となりました。発電事業につきましては、概ね堅調に推移しております。

この結果、当部門の売上高は、収益認識会計基準等の適用もあり27億4百万円（前期は79億8百万円）、営業利益は2億38百万円（前期は1億8百万円）となりました。

【製造関連事業】

建設機械用製品の販売数量が増加しましたものの、主に国内及び中国向け船舶用モーターの販売数量が減少したことにより厳しい状況にて推移いたしました。

この結果、当部門の売上高は15億25百万円（前期は15億89百万円）、原材料価格の高騰により営業利益は71百万円（前期は1億9百万円）となりました。

【運輸業】

石油小売部門につきましては、原油価格の上昇により増収となりましたものの、ガソリン等の需要低迷により販売数量は減少いたしました。港湾運送部門につきましては、発電所向け石炭輸送並びにセメント関連輸送が需要低迷等により減少し、減収となりました。

この結果、当部門の売上高は17億42百万円（前期は18億94百万円）、原油価格の上昇による原価増等があり営業利益は17百万円（前期は50百万円）となりました。

【アグリ事業】

アグリ事業につきましては、2021年8月に大規模農業施設が完成し、ミニトマトの定植を行い、10月より一部地元圏への出荷に着手し、12月からは本格的に首都圏市場へ出荷を開始いたしました。品質は市場から高い評価を得ているものの、収穫・オペレーションの確立に時間を要したことなどから、厳しい状況にて推移いたしました。

この結果、当部門の売上高は40百万円（前期は2百万円）、大規模農業施設の本格稼働による費用の増加により営業損失は1億84百万円（前期は営業損失64百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の効果や治療薬の開発・普及等により、経済は緩やかながらも回復に向かうことが期待されますものの、引続き感染症による影響への対策や国際情勢、金融資本市場の変動に伴う原材料価格の動向、米中貿易摩擦問題等先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループの基幹事業である観光事業においては、引続き衛生対策の徹底を図り、お客様をはじめ関係者の方々の健康と安全を最優先としつつ、コロナの状況に合わせたきめ細かな施設運営を進めてまいります。

施設につきましては、ウォータースライダーをリニューアルし、また好評を博しております2021年オープンのグランピング施設「マウナヴィレッジ」には、2022年7月に13棟を増設するなど、お客様満足度向上を図り、収益の確保に努めてまいります。

長期化するコロナ禍の影響に対応するため、既に組織の抜本的変更、いわきへ本社機能集約等の構造改革を実施してきておりますが、さらなる効率化を目指して社員一人ひとりの生産性向上や業務の改善等に取り組み、お客様へのサービス力強化とコストの最適化を同時に進めてまいります。

燃料商事事業をはじめとするその他の事業につきましては、引続き高付加価値の商品の提供・販売力の強化に努めるとともに、コスト削減を図るなど収益の増大に注力してまいります。

当社グループといたしましては、新しい生活様式や、それに伴うお客様ニーズの変化に合わせた事業戦略や経営体制の改革に取り組み、観光事業の魅力アップを図るなど、企業価値を向上させるとともに、一層の経費削減や業務の効率化に努め、経営基盤の強化に努めてまいります。

株主各位におかれましては、引続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、7億82百万円であり、需要動向、将来性及び収益性等を勘案し、主に当社「スパリゾートハワイアンズ」の維持更新、また、アグリ事業の大規模農業施設を中心に実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当社は、キャッシュフローの安定化及び財務基盤強化のため、資本性劣後ローンにより資金を調達いたしました。

①資金用途	運転資金
②借入先	株式会社日本政策投資銀行
③契約日	2021年6月28日
④借入金額	3,000百万円
⑤借入実行日	2021年6月30日
⑥借入期間	10年間（期日一括返済）
⑦担保提供資産	無担保
⑧保証の内容	無保証

(5) 重要な企業再編等の状況

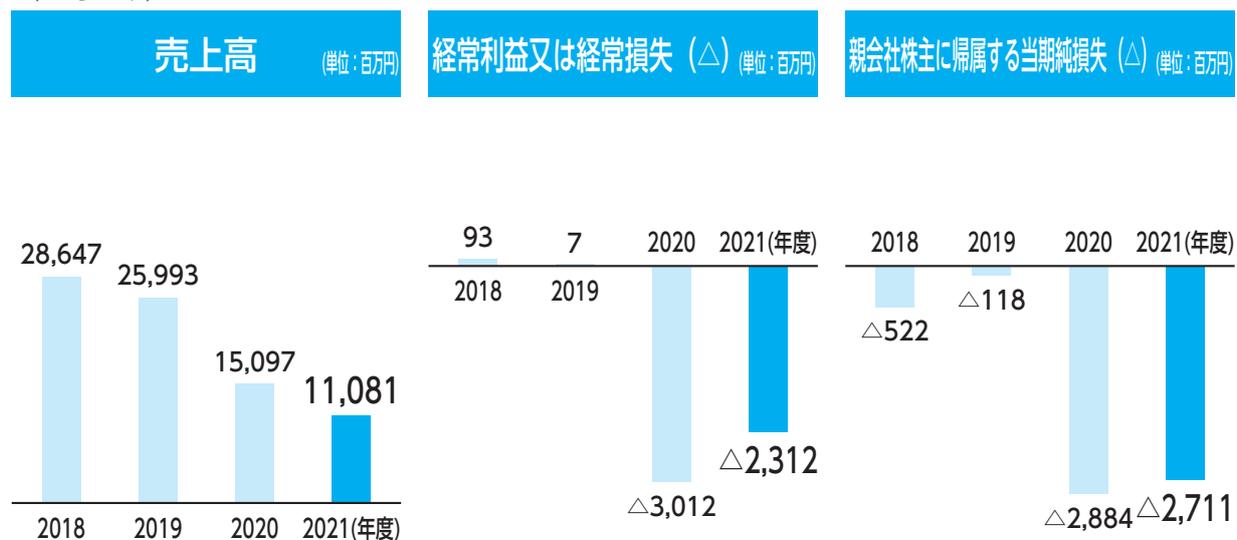
該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 (第101期)	2019年度 (第102期)	2020年度 (第103期)	2021年度 (第104期)
売上高 (百万円)	28,647	25,993	15,097	11,081
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	93	7	△3,012	△2,312
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△522	△118	△2,884	△2,711
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△59.46	△13.53	△328.42	△308.72
総資産 (百万円)	51,836	48,245	50,297	52,344
純資産 (百万円)	14,610	13,588	10,853	7,996

- (注) 1. △は損失を示しております。
 2. 1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

(ご参考)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 常 磐 製 作 所	60百万円	98.00%	機械、鋳物の製造販売
常 磐 港 運 株 式 会 社	64	98.08	運輸
株 式 会 社 北 茨 城 フ ァ ー ム	3	49.00	農作物の生産・販売

(注) (株)北茨城ファームへの出資比率は、50%未満ですが、実質的な支配力をもっているため、重要な子会社に含めております。

- ③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
常 磐 湯 本 温 泉 株 式 会 社	150百万円	50.00%	温泉の揚湯及び給湯
小 名 浜 海 陸 運 送 株 式 会 社	150	17.44	港湾運送事業、貨物利用運送事業、海上貨物取扱業

(注) 小名浜海陸運送(株)への出資比率は、20%未満ですが、実質的な影響力をもっているため、重要な関連会社に含めております。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

主 要 事 業	主 な 事 業 内 容
観 光 事 業	総合レジャー・リゾート施設（スパリゾートハワイアンズ、スパリゾートハワイアンズ・ゴルフコース）の経営
燃 料 商 事 事 業	石炭・石油・クリーンエネルギーによる電力その他商品の販売
製 造 関 連 事 業	機械、鋳物の製造販売
運 輸 業	運輸
ア グ リ 事 業	農作物の生産・販売

(9) 主要な営業所、施設及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社	福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
営 業 所	いわき営業所（福島県いわき市）
施 設	スパリゾートハワイアンズ（福島県いわき市） スパリゾートハワイアンズ・ゴルフコース（福島県いわき市）

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 常 磐 製 作 所	福 島 県 い わ き 市
常 磐 港 運 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市
株 式 会 社 北 茨 城 フ ァ ー ム	茨 城 県 北 茨 城 市

(10) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
観 光 事 業	437 (143)	△71
燃 料 商 事 事 業	9 (1)	△1
製 造 関 連 事 業	49 (11)	3
運 輸 業	109 (13)	△3
ア グ リ 事 業	3 (7)	1
全 社 （ 共 通 ）	73 (23)	41
合 計	680 (200)	△30

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減(名)	平均年齢（歳）	平均勤続年数(年)
519 (168)	△31	42.3	9.3

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	8,503百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,828
株式会社三菱UFJ銀行	4,146
みずほ信託銀行株式会社	3,246
株式会社東邦銀行	2,752
株式会社常陽銀行	2,730

(注) 借入先及び借入残高については、シンジケートローンによるものを含めております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当期、経常損失となり、連結及び単体において当期及び前期と連続して経常損失となったこと、また、連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額が2016年3月期及び2019年3月期の純資産の部の金額の75%以上を維持できないことにより、借入金のうち12,647百万円については、形式的に財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、当該借入金については期限の利益喪失の猶予について取引先金融機関の承諾を得ております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,808,778株
- ③ 株主数 24,650名 (前期末比1,441名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	633千株	7.22%
常磐開発株式会社	586	6.68
公益財団法人常磐奨学会	267	3.04
常磐興産取引先持株会	238	2.72
サッポロビール株式会社	192	2.19
株式会社みずほ銀行	188	2.15
明治安田生命保険相互会社	187	2.14
みずほ信託銀行株式会社	182	2.08
株式会社常陽銀行	180	2.05
株式会社東邦銀行	179	2.04

(注) 持株比率は、自己株式(25,512株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	西 澤 順 一	常磐共同火力株式会社 取締役 小名浜海陸運送株式会社 取締役 芙蓉オートリース株式会社 社外監査役
常 務 取 締 役	渡 辺 淳 子	スパリゾートハワイアンズ統括管掌 兼業務推進部担当 兼カピリナタワープロジェクト担当 兼CS企画部担当 JUKI株式会社 社外監査役
取 執 行 役 員	下 山 田 敏 博	管理部・人事部・事務統括部・ 業務サポート部・安全衛生部・ ファシリティ部担当
取 執 行 役 員	須 藤 照 久	営業統括第一部・営業統括第二部副担当
取 執 行 役 員	関 根 一 志	営業統括第一部・営業統括第二部担当
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	秋 田 龍 生	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	内 田 英 仁	内田公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 橋 克 宣	株式会社丸和運輸機関 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)内田英仁、本橋克宣の両氏は、社外取締役であります。
なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との関係につきましては、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 取締役(監査等委員)秋田龍生、内田英仁及び本橋克宣の3氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
(1)秋田龍生氏は、当社の管理部門の責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(2)内田英仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(3)本橋克宣氏は、企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)内田英仁、本橋克宣の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

4. 社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等に参加し、取締役（取締役監査等委員を除く）から情報を収集するとともに内部監査室より報告を受領することを通じて、監査等委員会による監査・監督を継続的・実効的に行うために、常勤の監査等委員として取締役秋田龍生氏を選定しております。
5. 2021年6月29日以降の役員の異動は次のとおりです。

(1)2021年9月1日付

役名	氏名	新役職名	旧役職名
常務取締役	渡辺 淳子	スパリゾートハイアーンズ 統括管掌 兼業務推進部担当 兼カピリナタワープロジェクト担当 兼CS企画部担当	スパリゾートハイアーンズ 統括管掌 兼業務推進部担当 兼カピリナタワープロジェクト担当

(2)2021年11月1日付

役名	氏名	新役職名	旧役職名
取締役 執行役員	下山田 敏博	管理部・人事部・事務統括部・業務サポート部・安全衛生部・ファシリティ部担当	管理部・人事部・業務サポート部・安全衛生部・ファシリティ部担当

(3)2021年12月1日付

役名	氏名	新役職名	旧役職名
取締役 執行役員	須藤 照久	営業統括第一部・営業統括第二部副担当	経営企画部・システム部担当兼営業統括第一部・営業統括第二部副担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用（弁護士への着手金や報酬金等）、争訟対応費用（訴訟に関する文書作成費用、証拠収集費用、会社使用人の勤務手当・交通費等、その他必要かつ妥当と認められる費用）に係る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法律違反を認識しながら行った行為がある場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	51百万円 (-)	51百万円 (-)	- (-)	7名 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	20 (9)	20 (9)	-	5名 (4)
合 計 (うち社外役員)	71 (9)	71 (9)	- (-)	12名 (4)

(注) 1. 非金銭報酬等はありません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 当期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、業績連動報酬支給基準に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の2021年度の業績連動報酬等はありません。

4. 監査等委員である取締役に業績連動報酬等にかかる制度はありません。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対するインセンティブを高めるため、単年度の業績指標の目標として親会社株主に帰属する当期純利益（以下、連結当期純利益という）を掲げ、その目標値に対する達成

度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結当期純利益を選定した理由は、連結子会社を含むグループ全体の最終利益及び業績向上に責務を負っており、連結当期純利益により評価することが相当と判断されたためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、次のとおりであります。

$$\text{業績連動報酬} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 3\% \text{以内} \times \frac{\text{各取締役のポイント}}{\text{取締役のポイント合計}}$$

※1 「3%以内」については、毎年取締役会にて決定。

※2 業績連動報酬の上限は30百万円

役名	ポイント	取締役の人数	ポイントの合計
取締役社長	16.5	1	16.5
常務取締役	10.5	1	10.5
使用人兼務取締役	10.0	3	30.0
合計	—	5	57.0

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2015年6月26日開催の第97回定時株主総会において、固定報酬枠と業績連動枠に区分し、固定報酬枠として年額1億10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の3%以内（なお、2021年度については2.5%としております）の合計額と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、7名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第97回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、株主利益とも連動する報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という）の原案を作成するよう報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

(イ)決定方針の内容の概要

- a. 取締役の報酬等の基本方針は次のとおりです。
 - (a)会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブを高める制度・内容とします。
 - (b)事業を担う役員として望まれる優秀な人材を確保できる制度・内容とします。
 - (c)報酬等に決定プロセスの透明性・公正性を確保します。
- b. 取締役の個人別報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、当社の実績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
- c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等の内容及び額または算定方法等は「ロ. 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

なお、非金銭報酬等は支給していません。
- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、内規に基づき基本報酬及び業績連動報酬は、役位に応じて設定され、毎年報酬委員会において検討を行うこととしています。取締役会（後記「ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で指定された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。支給時期は、基本報酬は毎月、業績連動報酬は毎年定時株主総会后とします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安（基本報酬：業績連動報酬）は概ね次のとおりとします（業績連動報酬が上限の30百万円の場合。但し、無配の場合業績連動報酬は不支給）。端数処理により厳密に一致しない場合があります。

役 名	基本報酬（％）	業績連動報酬（％）
代表取締役社長	80	20
常 務 取 締 役	80	20
取 締 役（※）	80	20

(※)使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。

e. 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及びグループ全体の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し、答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととします。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長西澤順一氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及びグループ会社全体の最終利益である連結当期純利益を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社及びグループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し、答申を得ております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	内 田 英 仁	内田公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 橋 克 宣	株式会社丸和運輸機関 社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況並びに発言状況及び
社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	内田英仁	2021年6月29日開催の第103回定時株主総会にて就任後開催された取締役会12回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、客観的視点で公正・中立な独立的立場で適法性及び妥当性の観点から適切な提言を行っております。取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、内部統制・内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 また、指名委員会1回、報酬委員会1回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	本橋克宣	2021年6月29日開催の第103回定時株主総会にて就任後開催された取締役会12回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に経験豊富な経営者としての専門的見地から、客観的視点で公正・中立な独立的立場で適法性及び妥当性の観点から適切な提言を行っております。取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、内部統制やコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 また、指名委員会1回、報酬委員会1回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画の実績の状況を把握し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	52,344	負 債 の 部	44,348
流 動 資 産	10,565	流 動 負 債	17,393
現金及び預金	3,087	支払手形及び買掛金	4,621
受取手形	227	短期借入金	9,928
売掛金	5,846	リース債務	249
リース債権及びリース投資資産	66	未払金	1,627
棚卸資産	639	未払法人税等	26
その他	704	賞与引当金	221
貸倒引当金	△7	災害損失引当金	11
		前受金	28
固 定 資 産	41,779	前受収益	67
有 形 固 定 資 産	29,711	その他	610
建物及び構築物	12,052	固 定 負 債	26,954
機械装置及び運搬具	1,532	長期借入金	22,336
工具、器具及び備品	368	リース債務	647
土地	14,766	長期預り保証金	916
リース資産	715	繰延税金負債	2,010
建設仮勘定	277	退職給付に係る負債	51
無 形 固 定 資 産	151	資産除去債務	514
その他	151	その他	477
投資その他の資産	11,916	純 資 産 の 部	7,996
投資有価証券	5,097	株 主 資 本	7,192
長期貸付金	1,540	資本金	2,141
退職給付に係る資産	201	資本剰余金	3,577
投資不動産	6,041	利益剰余金	1,513
繰延税金資産	42	自己株式	△38
その他	551	その他の包括利益累計額	765
貸倒引当金	△1,558	その他有価証券評価差額金	804
		土地再評価差額金	△2
		退職給付に係る調整累計額	△35
合 計	52,344	非支配株主持分	37
		合 計	52,344

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		11,081
売上原価		10,775
売上総利益		306
販売費及び一般管理費		2,645
営業損失		2,339
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	111	
持分法による投資利益	4	
不動産賃貸料	116	
助成金収入	304	
受取補償金	50	
その他	45	634
営業外費用		
支払利息	499	
不動産賃貸費用	51	
その他	55	607
経常損失		2,312
特別損失		
固定資産除却損失	2	
減損損失	219	
投資有価証券売却損失	0	
投資有価証券評価損	151	
災害による損失	11	
事業構造改革費用	45	431
税金等調整前当期純損失		2,743
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	△56	△33
当期純損失		2,710
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純損失		2,711

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	48,380	負 債 の 部	42,105
流 動 資 産	9,809	流 動 負 債	16,511
現金及び預金	2,568	支払手形	117
受取手形	115	買掛金	4,164
売掛金	5,465	短期借入金	9,822
商物品	218	リース債務	122
貯蔵品	40	未払金	1,606
前払費用	44	未払法人税等	23
未収入金	48	未払費用	241
未収消費税等	465	前受金	29
短期貸付金	849	預り金	131
その他の他金	0	前受収益	67
貸倒引当金	△7	賞与引当金	173
固 定 資 産	38,571	災害損失引当金	11
有 形 固 定 資 産	27,205	固 定 負 債	25,593
建物	8,873	長期借入金	21,403
構築物	2,431	リース債務	289
機械及び装置	1,186	長期未払金	477
車両運搬具	0	長期預り保証金	941
工具、器具及び備品	345	繰延税金負債	1,983
土地	13,754	資産除去債務	498
リース資産	336	純 資 産 の 部	6,275
建設仮勘定	277	株 主 資 本	5,487
無 形 固 定 資 産	145	資 本 金	2,141
借地権	8	資 本 剰 余 金	3,567
ソフトウェア	113	資本準備金	1,500
リース資産	12	その他資本剰余金	2,067
その他の他	10	利 益 剰 余 金	△181
投資その他の資産	11,220	その他利益剰余金	△181
投資有価証券	3,814	繰越利益剰余金	△181
関係会社株式	683	自 己 株 式	△38
出資金	101	評 価 ・ 換 算 差 額 等	787
差入保証金	362	その他有価証券評価差額金	789
長期貸付金	1,540	土地再評価差額金	△2
前払年金費用	251		
投資不動産	5,958		
その他の他	57		
貸倒引当金	△1,548		
合 計	48,380	合 計	48,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		7,786
売上原価		7,811
売上総損失		24
販売費及び一般管理費		2,219
営業損失		2,243
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	165	
不動産賃貸料	126	
助成金収入	264	
受取補償金	50	
その他	34	649
営業外費用		
支払利息	493	
不動産賃貸費用	65	
その他	23	582
特別損失		2,177
固定資産除却損	2	
減損	219	
投資有価証券評価損	151	
災害による損失	11	
事業構造改革費用	45	431
税引前当期純損失		2,608
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△71	△67
当期純損失		2,540

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

常磐興産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 靖 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、常磐興産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常磐興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表2. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

常磐興産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳井浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田靖史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、常磐興産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表2. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役社長との定例会合、各取締役との意見交換を通じて、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

常磐興産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	秋田龍生	Ⓜ
監査等委員	内田英仁	Ⓜ
監査等委員	本橋克宣	Ⓜ

(注) 監査等委員内田英仁及び本橋克宣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

